

会報

昭和41年2月

第1号

会長挨拶

村松常雄

本会が創立された時の経緯や趣旨については、内村前会長から説明があると思いますので、私はこの機会に会長をお引受けして以来今日迄約一年間の経過や、他の団体との関係などを報告し、併せて私見も簡単に申述べて、ご了解を得たいと存じます。

実は一昨年(昭和39年)10月に東京で開かれた本大会の常務理事会に招かれ、まことに突然に次期会長の大役を引き受けるように、又事務所も、本会が民間団体である関係上、厚生省以外の場所、たとえば国立精神衛生研究所に移しては、との議が出ました。所が私としては10何年もの間東京から離れて居って東京に戻ってまだ間もない時であり、本会の具体的な事業内容も明確には弁えておらず、しばらく考慮の余裕を乞い、その後関係の方々からも色々説明や意見を承った上、その翌月仙台での精神衛生全国大会の折、本会の理事会を開いて頂きまして、次の二つの問題に関する意見を申述べて、会長詮衡の再検討をお願いしたのでありました。

その第一は、本会の事業方針に関してですが、偶偶精神衛生法の改正案が中央精神衛生審議会で論議されていた時でもあり、若しこれが実現されることになれば、わが国でも精神障害者医療対策に大きな革新を齎すことが想像されるということもありましたし、このような重大な時期に当り、全国的な組織を持つという本会の大きな特性を生かし、団体間の連絡協議という意義を、皆さんの熱意によって一段

と活用することができるならば、新しい医療対策の全国的な推進に色々な形で寄与することが出来得るであろうし、又そうした全国的な協力態勢の強化に可能な範囲での役割りを担うべきではあるまいかという意見を述べた次第です。

精神衛生の問題はもちろん広く多方面に亘り、精神薄弱者の問題をも含むことはいふ迄もありませんが、特に精神疾患者に対する医療対策という重要な面における基本方針が、医学の進歩により、ご承知の通り、世界的に大きな変化を起して居ります。即ち患者の社会復帰能力をできる限り開発する目的から、病院での拘束、隔離はこれを能う限り避けて、できるだけ開放的、家庭的、社会的、自治的に取扱い、社会化への医療サービスを強化し、在院期間も必要な最短期間に止め、通院乃至通所治療を以ってこれに代え、他方地域内にアフター・ケアの専門要員や、諸種の社会復帰施設を整備して、地域内ケアの方向に進もうとする変革でありまして、従来患者を一概に危険視して、保安の面から拘束、隔離という方向で、唯病床の増加だけを解決するように一般に考えられ勝ちであったのに対し、まさに180度に近い転換であります。しかもこれは単なる理論ではなく、欧米の諸国では既に色々な試みや研究を経て或いは特別委員会の検討に基づき、関係法規も大きく改められ、着々実施しているのであります。たとえばアメリカの故ケネディ大統領は1963年2月に

「精神病及び精神薄弱に関する教書」を議会に提示し、その中で「大胆な新しい対策をとるべき時が来た」と述べ、従来の入院収容治療を主とした医療対策の考え方を改めて、総合的地域社会精神衛生センターの整備によって地域内ケアに重点をおき、社会復帰活動を強化し、そのために社会一般の理解を深めること、専門技術者を急速に増員すること、研究活動を奨励すること、等を強調し、巨額の予算の承認を要請したのであります。

わが国でも進歩的な病院では既にもっと前から夫夫この方向への革新に色々の形で努力が払われて居ることはご承知の通りであります。しかしこの方針の遂行には病院側の努力だけでは如何ともし難い限界があるので、社会一般の深い理解と協力が要請され、又関係諸学会、諸団体との協力は勿論、更に全国各地に亘って関係行政官や、諸領域の社会福祉事業担当者、などにも理解と協力を求めねばその進展は困難であると思えます。しかも精神衛生行政が細かく縦割りにされている上に、役所の人事が頻りに移動するわが国においては、関係行政官にこのような医療方針の大きな転換の必然性について深い理解を得るためには相当大きな努力を要することと思えます。更に政治家を含めて社会一般の関心も理解も甚だ不十分であり、関係諸団体が力を併せてこれを高めねばなるまいと考えられます。何れにしても、ひろく精神衛生に関する諸問題は、精神衛生法の改正だけで解決され得るものでもありませんので、実は法律改正の結果如何にかかわらず、この大切な転換期に際し、偶々全国組織として新しく発足した本会は、このような目的に寄与し得るよう役員組織も拡大し、特に未だ精神衛生団体の組織を持たぬ地方を援助し、新しい方向への全国的な協力と開拓を推進する仕事にもできるだけ尽力することを考えるべきではあるまいかという意味なのです。

私が述べた問題点の第二は、事務所の点で、民間団体である性格からは、役所以外の場所にある方が望ましいことは当然ですが、現実には常務理事会の席上でも、他に引受ける場所も見出し得なかったという現在の事情から、少なくとも当分の間は従来通り厚生省精神衛生課にお願いするより仕方があるまいと考えるが如何かという意見を述べました。

又他面少なくとも現在の時点においては、特に役所の側の関心や理解の水準を高め、協力を推進する仕事に関する限りは、当分の間厚生省に事務をお願いすることに、実際上の面でむしろ少なからず効果的な点もあると考えられると思うのです。

以上の二つの点についての意見が、理事会で異議なく容認されましたので、結局辞退する理由を失い、お受けするより外ないことになった次第であります。お受けした以上は、微力ながら出来るだけの努力を致すつもりでおりますので、どうぞよろしく御援助をお願い申し上げます。

そこで早速事業内容や、それを裏付け得べき資金源の問題や、役員組織などについて色々検討し、常務理事に東京で何回かお集まり願ひ、基本問題についても討議頂いた上、翌昭和40年の4月には広島における理事会で規約改正案を討議し、次いで11月の名古屋における理事会並びに総会でこれらを審議して頂いた上別欄でご覧のように新しい規約が決定されました。

他方日本精神衛生会との関係については、同会の理事会とも協議して、両団体の緊密な協力方針を申し合わせ、又日本精神衛生連盟との関係については第11番目の参加団体として該連盟に参加することが名古屋で正式に議決され、本年2月8日の連盟理事会でこれが承認されました。

又機関誌の発行という仕事が現在まで実現できずに居りましたが、この仕事には国立精研所員の一部も能う限りお手伝いすることに致し、編集委員も別記の通り昨年末に決定でき、やっとこの創刊号が発行される運びに相成りました。会誌の発行は回数が多い程望ましいのですが、予算の制限と、手不足との現状から、差当り予算の許す限り年4回程度を計画して居ります。内容は全国各都道府県における精神衛生団体、関係諸施設、等の活動に関する情報や資料などの交換連絡や、行政だよりとしての情報や、法改正に伴う色々の問題点、その他関係する諸問題に関する意見の交換や、全国各地方の精神衛生運動の発展に役立つような記事を以って、本会の目的に沿い得るよう致したいと考えて居ります。但しご承知の通り、日本精神衛生会も会誌を年6回刊行しているのですが、両会の会員の組織が大分に違う関係から内容もおのずから違う面があるわけですが、しかし両誌の内容に必要以上の重複が起らないように、編集委員の方々にお願いして居ります。

なお本会の新しい役員組織は、本誌の規約とその解説欄にありますように定められましたが、具体的な編成は、本年2月末までにとお願いしてある各地区からのご通告を待ってからのこととあります。何卒ご協力をお願い致します。

会誌発刊を祝して

日本精神衛生連盟委員長 内村 祐之
(前会長)

精神衛生連絡協議会が発足して以来、おもむろに活動を開始していたが、その事業の一として、このたび会誌を発行するに至った由聞いて、喜びにたえない。立ちおけているわが国の精神衛生運動を促進する有力な器として、大きな役割をはたして貰いたいものである。それについては、この会の成り立ちがどのようなものであったかを説明しておくことが必要であると思う。

事柄は1960年(昭和35年)にさかのぼる。この年を精神衛生年とし、世界各国が力を合わせて、精神衛生普及のための運動を展開しようとするのを世界精神衛生連盟が定めたのである。そこでわが国もその一員として、わが国の実情に即した事業を行なったが、その一つに、各都道府県に精神衛生団体を作って、各々の地域における思想普及と実践活動を盛り上げようということがあった。各府県または地方の中には、すでに古くから有力な団体をもって活動していたものもあるが、多数の府県にはこれがないために、わが国全体として見ると、地域的アンバランスが目立っていたのがその当時の実状であったからである。

厚生省当局の適切な助言も加わって、この精神衛生年を機会にして、一両年の遅速はあったにしても大多数の府県に精神衛生協会または協議会が結成されることになった。しかしわが国の精神衛生運動全般に通じることでもあるが、新しく結成された団体の将来性に対しては、相当な困難を予期しなければならなかった。切角生まれた新生児が丈夫に育つためには、適切な方法が講じられねばならないように思えた。このような危険を救い、さらにこれを足場にして全国的機運を盛り上げる道はいろいろあるが、差し当り緊急と思われる方法は、各府県の団体が横の連絡を密にし、相互に助け合うことであろう。

たまたま昭和36年の秋、大阪府精神衛生協会の尽力で、この年の精神衛生全国大会を大阪市で開いたおりに、私は前述した横の連絡の必要性を説いたのであるが、翌37年の全国大会が、神奈川県精神衛生協会の世話で横浜市で開かれた機会に、各府県団体の責任者の懇親会が持たれ、横の連絡についての下相談が行なわれたのである。そして翌38年秋に、九州精神衛生協会の肝入りで、福岡市で精神衛生全国大会が開かれた際に、とにも角にも、全国精神衛生

連絡協議会の名称の下に、発足することになり、初年度の会長を私が引きうけた次第である。

この間、少なからざる人々から、質問や意見が出された。そのもっとも中心となったものは、新しい団体の性格と目的は何かということ、就中新団体と既成の団体との関係如何ということであったと思う。新団体の結成は屋上屋を重ねるものであって、むしろ既成の団体の事業の中に織り込むことは出来ないのかといった議論もあった。

しかし私見としてその際一番重要視したことは、切角出来上って機運が上向いている時期に、自主的に横の連絡協議会を作ることは、更に機運をたかめて、新生団体の順調な発展に繋がるものであろうということであった。既成の団体の組織の中に入るといことは、如何にも受動的消極的な心がまえであって進展性に乏しいし、また既成団体の中で、急速に新しい諸団体を受け入れられる態勢にあるものが見当たらないという事情もあった。とに角わが国の実状としては、組織の合理化などは二の次の問題であって、実践活動に重点を置くべきであると私は考えた。そして地域的新生団体が数多く出来た現在、これらが横の連絡をとり、互いに情報を交換したり、資料を提供し合ったり、相互に助け合うことは、緊急を要する問題であると私には思えたのである。互いに多くの共通点を持った各地方の精神衛生団体が協力できないで、どうして円滑な人間関係の樹立に基本を見ようとする精神衛生活動をすすめることができようか。

いろいろの意見はあったが、とに角全国精神衛生連絡協議会が発足したのである。そしてそれ以来3年、例えばその総会のおりに発表される各府県の団体の現状報告を聞いていると、私にはとても有意義であるし、定めし各府県の関係者の方々にも参考になることが多かったのではあるまいか。また今年からは日本精神衛生連盟にも加入したので、全国大会の機会などを通じて、他の精神衛生団体との連絡や親睦を深めることも有意義なことであろう。

私はこの連絡協議会が、日本国民の福祉という究極の目的を常に適確に見すえて、わが国の精神衛生運動にとって、大きな牽引車的役割をはたすまでに発展することを祈らずにはられないのである。切に関係者各位の熱意に期待したい。

「精神病及び精神薄弱に関する教書」を議会に提示し、その中で「大胆な新しい対策をとるべき時が来た」と述べ、従来の入院収容治療を主とした医療対策の考え方を改めて、総合的地域社会精神衛生センターの整備によって地域内ケアに重点をおき、社会復帰活動を強化し、そのために社会一般の理解を深めること、専門技術者を急速に増員すること、研究活動を奨励すること、等を強調し、巨額の予算の承認を要請したのであります。

わが国でも進歩的な病院では既にもっと前から夫夫この方向への革新に色々の形で努力が払われて居ることはご承知の通りであります。しかしこの方針の遂行には病院側の努力だけでは如何ともし難い限界があるので、社会一般の深い理解と協力が要請され、又関係諸学会、諸団体との協力は勿論、更に全国各地に亘って関係行政官や、諸領域の社会福祉事業担当者、などにも理解と協力を求めねばその進展は困難であると思えます。しかも精神衛生行政が細かく縦割りにされている上に、役所の人事が頻りに移動するわが国においては、関係行政官にこのような医療方針の大きな転換の必然性について深い理解を得るためには相当大きな努力を要することと思えます。更に政治家を含めて社会一般の関心も理解も甚だ不十分であり、関係諸団体が力を併せてこれを高めねばなるまいと考えられます。

何れにしても、ひろく精神衛生に関する諸問題は、精神衛生法の改正だけで解決され得るものでもありませんので、実は法律改正の結果如何にかかわらず、この大切な転換期に際し、偶々全国組織として新しく発足した本会は、このような目的に寄与し得るよう役員組織も拡大し、特に未だ精神衛生団体の組織を持たぬ地方を援助し、新しい方向への全国的な協力と開拓を推進する仕事にもできるだけ尽力することを考えるべきではあるまいかという意味なのです。

私が述べた問題点の第二は、事務所の点で、民間団体である性格からは、役所以外の場所にある方が望ましいことは当然ですが、現実に常務理事会の席上でも、他に引受ける場所も見出し得なかったという現在の事情から、少なくとも当分の間は従来通り厚生省精神衛生課にお願いするより仕方があるまいと考えるが如何かという意見を述べました。

又他面少なくとも現在の時点においては、特に役所の側の関心や理解の水準を高め、協力を推進する仕事に関する限りは、当分の間厚生省に事務をお願いすることに、實際上の面でむしろ少なからず効果的な点もあると考えられると思うのです。

以上の二つの点についての意見が、理事会で異議なく容認されましたので、結局辞退する理由を失い、お受けするより外ないことになった次第であります。お受けした以上は、微力ながら出来るだけの努力を致すつもりでおりますので、どうぞよろしく御援助をお願い申し上げます。

そこで早速事業内容や、それを裏付け得べき資金源の問題や、役員組織などについて色々検討し、常務理事に東京で何回かお集まり願ひ、基本問題についても討議頂いた上、翌昭和40年の4月には広島における理事会で規約改正案を討議し、次いで11月の名古屋における理事会並びに総会でこれらを審議して頂いた上別欄をご覧のように新しい規約が決定されました。

他方日本精神衛生会との関係については、同会の理事会とも協議して、両団体の緊密な協力方針を申し合わせ、又日本精神衛生連盟との関係については第11番目の参加団体として該連盟に参加することが名古屋で正式に議決され、本年2月8日の連盟理事会でこれが承認されました。

又機関誌の発行という仕事が現在まで実現できずに居りましたが、この仕事には国立精研所員の一部も能う限りお手伝いすることに致し、編集委員も別記の通り昨年末に決定でき、やっとこの創刊号が発行される運びに相成りました。会誌の発行は回数が多い程望ましいのですが、予算の制限と、手不足との現状から、差当り予算の許す限り年4回程度を計画して居ります。内容は全国各都道府県における精神衛生団体、関係諸施設、等の活動に関する情報や資料などの交換連絡や、行政だよりとしての情報や、法改正に伴う色々の問題点、その他関係する諸問題に関する意見の交換や、全国各地の精神衛生運動の発展に役立つような記事を以って、本会の目的に沿い得るよう致したいと考えて居ります。但しご承知の通り、日本精神衛生会も会誌を年6回刊行しているのですが、両会の会員の組織が大分に違う関係から内容もおのずから違う面があるわけですが、しかし両誌の内容に必要以上の重複が起らないように、編集委員の方々にお願いして居ります。

なお本会の新しい役員組織は、本誌の規約とその解説欄にありますように定められましたが、具体的な編成は、本年2月末までにとお願いしてある各地区からのご通告を待つてからのこととあります。何卒ご協力をお願い致します。

会誌発刊を祝して

日本精神衛生連盟委員長
(前会長)

内村 祐之

精神衛生連絡協議会が発足して以来、おもむろに活動を開始していたが、その事業の一として、このたび会誌を発行するに至った由聞いて、喜びにたえない。立ちおけているわが国の精神衛生運動を促進する有力な器として、大きな役割をはたして貰いたいものである。それについては、この会の成り立ちがどのようなものであったかを説明しておくことが必要であると思う。

事柄は1960年(昭和35年)にさかのぼる。この年を精神衛生年とし、世界各国が力を合わせて、精神衛生普及のための運動を展開しようとするのを世界精神衛生連盟が定めたのである。そこでわが国もその一員として、わが国の実情に即した事業を行なったが、その一つに、各都道府県に精神衛生団体を作って、各々の地域における思想普及と実践活動を盛り上げようということがあった。各府県または地方の中には、すでに古くから有力な団体をもって活動していたものもあるが、多数の府県にはこれがないために、わが国全体として見ると、地域的アンバランスが目立っていたのがその当時の実状であったからである。

厚生省当局の適切な助言も加わって、この精神衛生年を機会にして、一兩年の遅延はあったにしても大多数の府県に精神衛生協会または協議会が結成されることになった。しかしわが国の精神衛生運動全般に通じることでもあるが、新しく結成された団体の将来性に対しては、相当な困難を予期しなければならなかった。切角生まれた新生児が丈夫に育つためには、適切な方法が講じられねばならないように思えた。このような危険を救い、さらにこれを足場にして全国的機運を盛り上げる道はいろいろあるが、差し当り緊急と思われる方法は、各府県の団体が横の連絡を密にし、相互に助け合うことであろう。

たまたま昭和36年の秋、大阪府精神衛生協会の尽力で、この年の精神衛生全国大会を大阪市で開いたおりに、私は前述した横の連絡の必要性を説いたのであるが、翌37年の全国大会が、神奈川県精神衛生協会の世話で横浜市で開かれた機会に、各府県団体の責任者の懇親会が持たれ、横の連絡についての下相談が行なわれたのである。そして翌38年秋に、九州精神衛生協会の肝入りで、福岡市で精神衛生全国大会が開かれた際に、とにも角にも、全国精神衛生

連絡協議会の名称の下に、発足することになり、初年度の会長を私が引きうけた次第である。

この間、少なからざる人々から、質問や意見が出された。そのもっとも中心となったものは、新しい団体の性格と目的は何かということ、就中新団体と既成の団体との関係如何ということであったと思う。新団体の結成は屋上屋を重ねるものであって、むしろ既成の団体の事業の中に織り込むことは出来ないのかといった議論もあった。

しかし私見としてその際一番重要視したことは、切角出来上って機運が上向いている時期に、自主的に横の連絡協議会を作ることは、更に機運をたかめて、新生団体の順調な発展に繋がるものであろうということであった。既成の団体の組織の中に入るといことは、如何にも受動的消極的な心がまえであって進展性に乏しいし、また既成団体の中で、急速に新しい諸団体を受け入れられる態勢にあるものが見当たらないという事情もあった。とに角わが国の実状としては、組織の合理化などは二の次の問題であって、実践活動に重点を置くべきであると私は考えた。そして地域的新生団体が数多く出来た現在、これらが横の連絡をとり、互いに情報を交換したり、資料を提供し合ったり、相互に助け合うことは、緊急を要する問題であると私には思えたのである。互いに多くの共通点を持った各地方の精神衛生団体が協力できないで、どうして円滑な人間関係の樹立に基本を見ようとする精神衛生活動をすすめることができようか。

いろいろの意見はあったが、とに角全国精神衛生連絡協議会が発足したのである。そしてそれ以来3年、例えばその総会のおりに発表される各府県の団体の現状報告を聞いていると、私にはとても有意義であるし、定めし各府県の関係者の方々にも参考になることが多かったのではあるまいか。また今年からは日本精神衛生連盟にも加入したので、全国大会の機会などを通じて、他の精神衛生団体との連絡や親睦を深めることも有意義なことであろう。

私はこの連絡協議会が、日本国民の福祉という究極の目的を常に適確に見すえて、わが国の精神衛生運動にとって、大きな牽引車的役割をはたすまでに発展することを祈らずにはられないのである。切に関係者各位の熱意に期待したい。

精神衛生行政を省みて

厚生省公衆衛生局長 中原 龍之助

わが国の精神衛生も明治33年の精神病者監護法制定以来は、満65年を経過し、戦後昭和25年精神衛生法が制定されてからでも満15年、その間の精神衛生の発展はまことにめざましいものがあります。

顧みますれば、私が精神衛生行政に関係致しましたのは、恰も、世界でも画期的な調査といわれた全国精神障害者の実態調査の行なわれた昭和29年より昭和31年精神衛生法が発足するまで足かけ3カ年の間のことで、この度公衆衛生局長として再び精神衛生行政に参加するようになり聊か感慨深いものがあります。当時はまだ精神衛生法が制定されて間もない頃でもあり、単科の精神病院数は約200、全国推計数で約124万人、うち入院治療を要するもの約40万人もあり、到底その需要をみたし得ないという状況でありました。よって早急に病床を整備すべく努力致したのでありますが、現在では単科精神病院数約700、精神病床数約18万床と、当時と比較して非常な発展をとげました。

去年は精神衛生法が改正され、新たに通院医療費

公費負担制度が設けられたり、各都道府県毎に精神衛生センターを設けること等のほか、保健所を精神衛生行政の第一線機関として、精神衛生相談員等必要な職員を配置し、精神障害の発生予防、医療保護、社会復帰から国民の精神的健康の保持向上に至るまでの間の広い施策を強力に展開することになりました。しかしながらこれら目的の達成には、国民各層各位の理解と協力が必要であり、このような時、幸い現在40の都道府県に都道府県精神衛生協議会という立派な組織があり、それぞれ精神衛生の目的達成のため御尽力願っていることはまことに欣ぶべきことであります。

さらにまた昭和38年には、都道府県協議会相互間の連けいを密にすることを目的として全国精神衛生連絡協議会が結成され、とくにこの度新たに会報を発刊され、一段と緊密な連絡を保ちながら精神衛生の発展を推進されると承り、思い出の若干と所懐の一端を申し述べ創刊にあたってのあいさつと致したいと存じます。

東海北陸精神衛生連絡協議会について

東海北陸精神衛生連絡協議会会長 岸 本 謙 一

昭和40年5月18日に東海北陸の7県（富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知、三重）の精神衛生関係団体（精神衛生協会又は精神衛生協議会）の代表者が愛知県産業貿易館に参集して、設立総会が催され、本会の規約について討議され、会長1名、副会長2名、理事8名が選ばれた。そして年1回の総会、理事会3回が催され、会報を印刷することになった。

そして昭和40年度は特に第13回精神衛生全国大会が、本連絡協議会が世話役となって行なわれることになっていたもので、その具体案について検議された。そして本連絡協議会が中心となって準備委員会（委員長岸本謙一）が結成され、その下に企画委員会（委員長堀要）と運営委員会（委員長小林靖彦）の二つが設けられ、前者は全国大会の企画について考えて、この大会の大綱の決定をなし、後者は企画委員会の決定に基づいて実際の運営をすることとなった。企画委員には東海北陸の精神衛生関係団体の主幹部のものが入り、運営委員会には愛知県の地元のものがこれに当ることになった。

そして10月18日企画委員会が今一度開かれ、運営委員回は20回開かれて準備が進められ、御承知のように11月18日、19日に無事精神衛生大会が終了した。これはもとより日本精神衛生連盟の指導によるものであるが、直接には東海北陸精神衛生連絡協議会、特に地元の愛知精神衛生協会並びに愛知県衛生部の皆様方の骨身を惜しまない御協力によるものであった。

最近中部九県の間には広域の政治と経済の協力体制が叫ばれ、中部圏開発整備法が関係者によって成立されようとしている。これは中部は文化的に一つの圏が結成されていることを物語るものである。精神衛生も一つの文化現象であるから東海北陸精神衛生連絡協議会が生まれるのも当然かもしれない。東海道に面している静岡、愛知、岐阜、三重は日本のメトロポリスの中央部に位置を占め、富山、石川、富山はこれの背景をなして唇齒輔車の関係にあって今後円滑な運営をなされるであろうことを期待している。

全国精神衛生連絡協議会規約の一部改正について

昨年11月18日、名古屋市において開催された全国精神衛生連絡協議会総会において、同連絡協議会規約の一部改正が承認された。

全国精神衛生連絡協議会（以下「全国協議会」と略称する）。の規約改正については、すでに、昨年4月の全国協議会理事会において、全国協議会を社団法人とすることを前提として、法人の定款案の形で審議がなされたが、法人化については、諸般の事情から見送りとなり、規約の改正についても、役員の種類、数、選任の方法等に関して改正を行なうことと定められた。

この決定に基づき、規約改正案が作成され、昨年11月の名古屋市における全国協議会総会に諮られることとなったが、総会に先立ち、その前日、全国協議会理事会においてまず審議が行なわれた。

同理事会において行なわれた主な議論と結論は、第1に、第1条の目的に「この会は……精神衛生思想の普及発展に資することを目的とする。」とあるが、精神衛生思想の普及発展に限る必要はなく、むしろ広く精神衛生の普及発展に資するものとすべきであるとの理由で、「思想」の字句を削除したこと、第2に、理事は都道府県を単位として選出されることとしているが、理事の選出母体となる都道府県を理事県と称することとしたこと、第3に、新たに置かれる評議員は、総会の構成員となり、総会の付議事項を審議するものとし、とくに、評議員会という会議は置かないこととしたことである。

総会における主な議論は、第1に、改正案において、都道府県精神衛生協会又は協議会を便宜上「地方精神衛生協議会」と略称しているが、これは、都道府県単位たることを明確にし、その主体性を明らかにするために、略称を用いるべきでないとするもの、第2に理事県は持ち廻りとする以上、「当番県」とする方が適当であるとするもの、第3に、理事は、改正案では理事県から2名となっているが1ブロックから2名とすべきであるとするもの、第4に、役員の任期は改正案では2年となっているが、1年とする方がよいとするもの等であった。

これらの意見のうち、「理事県」を「当番県」とすることが可決されたほかはいずれも否決されたが、なお、次回の総会（本年10月の予定）において再び検討することとして改正案は一部修正のうえ承認された。

以上の経過を経て改正された内容は、次のとおりである。

(1) 会の目的に関する改正

「精神衛生思想の普及発展に資すること」を「精神衛生の普及発展に資すること」に改めた。（第1条）

(2) 役員の種類及び数並びに選任方法の改正

従来、会長1名、副会長1名、理事若干名、監事2名であったのを理事24名以内（うち会長1名、副会長2名、常務理事8名以内）、評議員76名以内、監事2名とした。（第6条）

理事の選任方法については、従来、各都道府県精神衛生協会又は協議会を代表する者のうちから別に総会で定める方法により選出することとなっていたのを、全国を8地区に分け、各地区内の1県を当番県とし、当該当番県の精神衛生協（議）会の役員各2名（うち1名は、当該県の精神衛生関係行政機関の職員をもってあてる。）を理事とすることとした。このほかに、従来どおり学識経験者としての理事が選任されることになっており、これが8名以内とされたので、当番県代表の16名と合わせて24名以内の理事が選任されるわけである。

会長、副会長及び常務理事は理事の互選によるものとした。

新たに設けられた評議員の選任方法としては、当番県以外の県の精神衛生協（議）会の役員各2名（うち1名は、当該県の精神衛生関係行政機関の職員をもってあてる。）をもってあてることとした。

監事は、従来、総会において選任された者をもってあてることとなっていたが、今回、都道府県精神衛生協（議）会の役員のうちから総会の決議により選任することとした。

役員相互の兼任については、従来、規定がなかったがこれを明確に禁止した。（第7条）

(3) 役員の仕事権限の明確化

従来、役員の仕事権限については何ら規定がなかったが、今回、これを明確化し、会長については会の統轄及び代表、副会長については会長の補佐及び事故等の場合の仕事の代行、常務理事については会長及び副会長の補佐並びに常務理事会の組織及び常務の処理、理事については理事会の組織及び会務の執行の決定、評議員については総会の構成及び付議事項の審議、監事については民法第59条の仕事（財産の状況の監査等）の執行とした。（第8条）

(4) 役員の仕事満了等の場合の取扱いの明確化

役員の仕事又は仕事満了の場合には、後任者の就任まで前任者が仕事をこなすことを明確にした。（第10条）

(5) 顧問及び参加の設置

新たに顧問及び参加を置くことができることとし、

総会及び理事会の推せんにより会長が委嘱することとした。(第11条)

(6) 幹事の設置

新たに幹事若干名を置くこととし、精神衛生に関し学識経験のある者につき会長が委嘱することとした。幹事の職務としては、会長の諮問に応じ、本会の事業全般に関する企画の策定に従事することとした。(第12条)

(7) 常務理事会の設置

常務理事が置かれることとなったことに伴い、会議として、総会及び理事会に常務理事会を加えることとした。(第13条)

(8) その他

都道府県精神衛生協会又は協議会を便宜上地方精神衛生協議会と略称することとし、必要な字句の整理を行なった。

規約改正についての理事会、
総会における意見

全国精神衛生連絡協議会理事会

40. 11. 17

規約改正について

第1条 (目的) 精神衛生思想の普及発展に限る必要はないので、「精神衛生の普及発展」とする。

(秋元)

第3条 (事務所) 規定するとすれば、事務局として組織まで規定する方がよい。

事務所は厚生省外に置くべきである。

事務所の規定は不要ではないか。

議長(会長)に一任する。一原案どおり

第7条 (役員) 理事は、1県1名とする方がよいのではないか。

「理事県」という表現を用いて、選出方法をわかり易く規定する。

第9条 (役員任期) 理事と評議員の任期が異なる理由は何か。特になければ、統一すべきではないか。

第13条 (会議) 評議員会は不要。

第8条第5項を次のように修正する。

「評議員は、総会の構成員となり、総会の付議事項を審議する。」

第13条第3項中「総会は」の次に「役員をもって構成し、」を加える。

別表 新潟県及び静岡県は原案に対し異議なし。幹事の選任 会長に一任することに決定
理事の選任 来年2月までに行なうよう要望

都道府県精神衛生協会会長会議

40. 11. 18

規約改正について

第1条 都道府県単位の協会たることを明確にし、その主体性を明らかにするため、「地方精神衛生協議会」の呼称は用いるべきでない。(静岡)

→否決

第7条 理事県を持ち廻りとするならば、むしろ「当番県」とする方が適当ではないか。(静岡)

→可決修正

行政機関の職員を入れることとせず、大学、病院等の代表者が選ばれるようにすべきである。

(静岡) →否決

理事は当番県から2名とせず、1ブロックから2名とすべきである。(静岡) →否決

役員任期を1年とする方がよい。(福岡) (東京) →否決

「当番県」の修正以外は、原案を承認し、来年の総会において再び検討することに決定。

別表 新潟県及び静岡県は原案に対し異議なし。

幹事の選任 会長に一任することに決定

理事の選任 来年2月までに行なうよう要望

全国精神衛生連絡協議会規約

(昭和40年11月18日決定)

(目的)

第1条 この会は、都道府県精神衛生協会又は協議会(以下「地方精神衛生協議会」という。)間の連絡を図り、もって精神衛生の普及発展に資することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、全国精神衛生連絡協議会という。

(事務所)

第3条 この会の事務所は、当分の間厚生省公衆衛生局精神衛生課に置く。

(事業)

第4条 この会は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

(1) 地方精神衛生協議会間の連絡

(2) その他第1条の目的を達成するため必要な事業

(会員)

第5条 この会の会員は、地方精神衛生協議会とする。

(役員の種類及び数)

第6条 この会に、次の役員を置く。

理事 24名以内

内 会長 1名

副会長 2名

常務理事 8名以内

評議員 76名以内

監事 2名

(役員選任方法)

第7条 理事の選任方法は、次の各号に定めるところによる。

(1) 別表に掲げる都道府県の地区ごとに、当該地区内の地方精神衛生協議会の協議により当該地区内の一都道府県を当番県として選定し、各当番県の地方精神衛生協議会の役員のうちから理事となる者各2名、(当該地方精神衛生協議会の役員のうち)に当該都道府県の精神衛生関係行政機関の職員が含まれている場合には、うち1名は当該職員をもってあてるとする。)を選定する。

(2) 前号の理事のほか、精神衛生に関し学識経験のある者8名以内を前号の理事の同意を経、かつ総会の決議を得て理事として選任する。

2. 会長、副会長及び常務理事は、理事の互選による。

3. 評議員は、地方精神衛生協議会(当番県の地方精神衛生協議会を除く。)の役員のうちから評議員として選定された者名2名をもってあてる。この場合において第1項第1号かこ書の規定を準用する。

4. 監事は、地方精神衛生協議会の役員のうちから総会の決議により選任する。

5. 理事、評議員及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務権限)

第8条 会長は、この会を統轄し、この会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序により、その職務を代行する。

3 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、常務理事会を組織して常務を処理する。

4 理事は、理事会を組織し、会務の執行を決定する。

5 評議員は、総会の構成員となり、付議事項を審議する。

6 監事は、民法第59条の職務を行なう。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(任期満了等の場合の取扱)

第10条 役員が辞任又は任期満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行な

うものとする。

(顧問及び参与)

第11条 この会に顧問及び参与若干名を置くことができる。

2 顧問及び参与は、総会及び理事会の推せんにより、会長が委嘱する。

(幹事)

第12条 この会に幹事若干名を置くことができる。

2 幹事は、精神衛生に関し学識経験ある者につき会長が委嘱する。

3 幹事は、会長の諮問に応じ、この会の事業全般に関する企画の策定に従事する。

(会議)

第13条 会議は、総会、理事会及び常務理事会とする。

2 総会は、役員をもって構成し、毎年1回以上これを開催する。

3 理事会及び常務理事会は、必要の都度会長がこれを召集し、議長となる。

(財政)

第14条 この会の経費は、地方精神衛生協議会の分担金その他の寄付金をもってあてる。

(会計年度)

第15条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(職員)

第16条 この会に職員若干名を置き、会長が任免する。

(細則)

第17条 この規約施行について必要な事項は、理事会の議決を経て会長がこれを定める。

別表

地区	所属する都道府県
北海道	北海道
東北	青森県 岩手県 宮城県 秋田県
	山形県 福島県 新潟県
関東甲信	埼玉県 栃木県 群馬県 埼玉県
	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県
東海北陸	静岡県 愛知県 岐阜県 三重県
	富山県 石川県 福井県
近畿	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県
	奈良県 和歌山県
中国	鳥取県 島根県 岡山県 広島県
	山口県
四国	徳島県 香川県 愛媛県 高知県
	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県
九州	大分県 宮崎県 鹿児島県

全国精神衛生連絡協議会総会および 理事会並びに全国精神衛生大会報告

全国精神衛生連絡協議会理事会の開催

全国精神衛生連絡協議会理事会は、昭和40年11月17日午後1時、名古屋市（愛知県産業貿易館第2会議室）において、村松会長はじめ各理事参集のうえ開催された。

会長挨拶の後、議事に入り、規約改正および日本精神衛生連盟加入の件を承認、協議会の運営および昭和40年度総会の運営について討議した。

議事終了後、大阪精神衛生協議会より、1970年万国博開催の年に、「世界精神衛生連盟年次総会」を大阪で開催するよう努力致したいので諒承されたい旨の申入れがあり、これを諒承し、午後3時閉会した。

全国精神衛生連絡協議会総会の開催

全国精神衛生連絡協議会総会は、昭和40年11月18日午後5時、名古屋市（愛知県産業貿易館第1会議室）において、村松会長はじめ各都道府県協（議）会長参集のうえ開催された。

会長挨拶、公衆衛生局長挨拶の後、議長に堀、岸

本、山村の三氏を選出、議長司会の下、議事に入り事業報告、昭和39年度決算報告および昭和40年度予算案を承認し、さらに規約改正および日本精神衛生連盟加入の件を討議のうえこれを承認し、引き続き都道府県精神衛生協（議）会の現状報告にうつり、茨城、神奈川、宮城、兵庫の4協（議）会の現状報告が行なわれた。議事終了後、北海道精神衛生協会より、第14回精神衛生全国大会を10月頃北海道で開催する予定である旨報告があり、午後8時閉会した。

第13回精神衛生全国大会の開催

第13回精神衛生全国大会は、昭和40年11月17日（水）より20日（土）まで、日本精神衛生連盟、全国精神衛生連絡協議会、東海北陸精神衛生連絡協議会、愛知県精神衛生協会、愛知県および名古屋市主催、厚生省はじめ関係各省、各団体の後援、協賛の下に、名古屋市において開催され、盛会裡に閉会した。

大会および関連行事は次表の如くであった。

第13回精神衛生全国大会行事表

日	時	事	項
17日 (水)	8:30~18:30	第9回病院精神医学懇談会（病院精神医学懇談会）	
	13:00~15:00	全国精神衛生連絡協議会理事会（全国精神衛生連絡協議会）	
	9:30~12:00	特別講演会	外国における精神衛生対策について —特にソ連、中共を中心として—
18日 (木)	13:00~16:00	第13回全国精神衛生研究協議会 第一分科会	現代生活と精神衛生
		第二分科会	社会病理と精神衛生
		第三分科会	精神障害者をめぐる諸問題
	17:00~20:00	都道府県精神衛生協会会長会議（全国精神衛生連絡協議会）	
19日 (金)	9:30~12:30	全国精神衛生相談所長会議（全国精神衛生相談所長会）	
	10:00~12:30	第6回指定精神病院長協議会（日本精神病院協会）	
	10:00~12:00	精神障害者家族会	
	13:00~17:00	第13回精神衛生全国大会	1. 式次 2. 公開座談会 働く者の心の健康 —産業と精神衛生—
20日 (土)	9:30~12:00	精神衛生鑑定医協議会（厚生省）	



北海道精神衛生協会

◎ 昭和40年度の活動状況について

当協会における昭和40年度の事業実施状況は次のとおりである。

① 第9回精神衛生北海道大会の開催

開催日時 昭和40年9月25日

開催場所 小樽市市民会館

参集人員 約1,200名

第1のテーマ 「精薄の問題」

司会者 山本 晋（北海道学芸大学助教授）

講師 中川善治（小樽 中川医院長）

〃 川瀬末市（北海道立和光学園長）

〃 奥野 晃（小樽市立さくら学園長）

このテーマについて、三氏からわが子が精薄の場合における親の立場と、精薄は何故発生するか等について発表があり、代表質問者に小樽市会議員唯是ソノ氏外二氏が当り、活発に質疑応答が行なわれた。

第2のテーマ 「危機の問題」

司会者 石橋猛雄（小樽 石橋病院長）

講師 岡本康夫（札幌 岡本病院長）

〃 西 信次（小樽家庭裁判所相談員）

〃 福岡 操（小樽家庭裁判所調停委員）

このテーマに対し、三氏より山や海で遭難した場合、生活の激変にあった場合、家庭生活の問題、受験に失敗した場合における心の持ち方に対する発表があり、代表質問者は札幌家庭裁判所調停委員更科駒緒氏外二氏が当った。

第3のテーマ 「性格異常の問題」

司会者 杉山義雄（北海道青少年対策室主幹）

講師 森田昭之助（市立小樽静和病院長）

〃 新川英夫（小樽 石橋病院医局員）

〃 新田幸蔵（小樽家庭裁判所主任調査官）

このテーマについて性格異常とはどんなものかについて、異常のいろいろの型や、家庭や社会への影響等の発表が行なわれ、代表質問者としては小樽市民生委員泉富美子氏外二氏により第一、第二同様に有意義に終了した。まとめとして発表者、代表質問者全員により各テーマの整理を行ない、予定時間を約1時間超過する盛況であった。

② 地区別研究協議会の開催

開催日時 昭和40年9月22日

開催場所 室蘭市労働会館

テーマ 「精神衛生と社会開発」

講師 大居平一郎（北海道学芸大学旭川分校 教授）

室蘭地方精神衛生協会設立記念講演を上記により開催、参集者約150名が熱心に聴講した。

開催日時 昭和40年11月6日

開催場所 旭川市野村証券旭川支店

参集人員 約200名

最初に武田薬品提供による「心と病」を上映、引き続き研究発表に入った。

第1のテーマ 「集団における精神衛生」

—特にノイローゼについて—

司会者 高橋 順（高橋精神神経科病院長）

講師 大居平一郎（北海道学芸大学旭川分校 教授）

〃 松下 覚（同上）

〃 直江善雄（旭川精神病院長）

第2のテーマ 「変わりゆく精神病院」

司会者 塚本隆三（旭川市立病院精神科医長）

講師 渡辺寛一（北海道立帯広緑ヶ丘病院長）

〃 熊谷豊次（名寄市立病院精神科医長）

〃 駒井 進（旭川精神病院医局長）

これらのテーマについて、各講師からそれぞれスライドを使用、発表があり、参集者から熱心な質疑があつて盛会裡に終了した。

③ 機関誌「北海道精神衛生」の発行

年4回発行を予定し推進中で、6月に第1回（第7号）、9月に第2回（第8号）を発行して、精神衛生の啓蒙普及に努めている。

④ 講演会、座談会の開催

このことは昭和40年6月に「旭川精神衛生協会創立総会及び記念講演」を開催し、多大な成果を収めた。

開催日時 昭和46年6月26日

開催場所 旭川市北海道拓殖銀行旭川支店

テーマ 「精神衛生について」

講師 奥田三郎（北海道大学教授）

パネルディスカッション「アルコールの功罪」

司会者 大居平一郎（北海道学芸大学旭川分校 教授）

講師 武田三一（旭川医師会長）

〃 岡田正雄（旭川北の誉酒造㈱社長）

〃 煙山テル（旭川東区連合婦人部長）

講師 高橋 順 (旭川 高橋精神神経科病院 長)

⑤ 道内支部結成の促進

このことについて機関誌を通じて呼びかけ、40年6月旭川に次いで同年9月に室蘭に地方精神衛生協会が設立された。

⑥ 第14回精神衛生全国大会の開催準備

昭和40年6月、準備委員会を設立、以来各部門毎の小委員会を開催し、準備中である。

◎今後の活動方針について

当協会の最大の懸案は、前記⑥に掲げた昭和41年度に札幌市において開催予定の第14回精神衛生全国大会であり、目下大会開催準備に全力をあげている。

宮城県精神衛生協会

◎昭和40年の活動状況

① 精神衛生定期相談の実施

昭和38年以来県委託事業として本年も県下9保健所(県内保健所総数14の内5保健所は県立名取病院の力をかりて精神衛生相談所が担当)において毎月1回乃至2回精神衛生相談を行なって来た。11月末迄の相談件数476件、精神分裂病と癲病が主であり、総件数の51%である。処置別にこれを見ると、医療指導が291件、病院や治療施設への紹介が196件で最も多い。なおこの定期相談は保健所並に市町村保健婦の精神衛生に関しての現任訓練の場として用いられて居り、現段階では特にこの面が重視されている。同時にこの場合は保健婦による訪問指導がなされる際の根拠的役割を演じて居る。即ち病院からの退院患者がある際には、退院患者連絡票が各保健所に送付されて来るがその中に記載されて居る指示事項に基づいて定期相談担当医(即訪問指導医)が適切な助言指導を行なっている。又保健所では定期相談終了後患者家族が担当医指導の下に持たれている。11月までの回数は8回である。

② 県内精神衛生研究協議会の実施

去る12月9日次のような分科会に別れて開催した。参会者500名に達し、当面する精神衛生の諸問題の具体的改善の方策を討議するとともに一般県民に対する精神衛生思想啓蒙と普及に役立つところがあった。なお総会の席上多年に亘る精神衛生事業功労者2名に対し記念品を贈って表彰した。

- 第一分科会「精神障害者の訪問指導とソーシャル・ワーク」
- 第二分科会「かぎっ子、こぼっ子対策はいかにあるべきか」
- 第三分科会「教育社会と精神衛生」

特別講演「社会変動と非行」
仙台矯正管区長 大津正雄

③ 機関誌の発行

「みやぎ精神衛生」第6号を発行した。今回は特に県内三地区内の精神衛生活動の現況報告と、昨年当地で開催された第12回精神衛生全国大会における研究協議会の分科会要旨と秋田市で開催された東北ブロック研究協議会の模様を掲載した。発行部数800部で会員を初め関係者に配付した。

④ 現任訓練

保健所並に市町村保健婦を主対象として行なっている。

- (1) 各保健所において定期相談の際持込まれたケースを素材にして担当医が毎回必ず行なっている。
- (2) 各保健所において定期相談担当医が管内保健婦を集めて精神医学、精神衛生の講義を実施している。本年11月までの回数8回である。
- (3) 保健婦を中心とした県下全般の講習会。県と共催で保健所、市町村事業所等の全体の保健婦を対象としたものを41年2月16日開催予定、又県下全保健所保健婦対象のものを3月に開催予定である。その他P.S.Wの研究會、クローバーの會(精神医、臨床心理学者、ケースワーカー等による臨床問題研究会)、金曜會(精神分析研究会)等に援助を与えている。

⑤ 思想啓蒙普及

精神衛生思想の啓蒙と普及のため主として地区の要請に応じ協会常務理事外による次の如き講演会、講習会を開催した。

- 1月13日 仙台市立荒巻小学校P.T.A.
- 2月25日 岩出山保健所講習会
- 3月19日 村田町座談会
- 6月16日 石巻保健所講習会
- 6月17日 佐沼高校講演会
- 6月24日 気仙沼水産高校講演会
- 7月7日 加美農業高校講演会
- 7月22日 県内高校生徒會幹部講習会
- 9月14日 仙台市立通丁小学校P.T.A.
- 11月18日 石巻市内高校カウンセリング講習会
- 11月26日 県内高校カウンセリング講習会

⑥ 予算

収入の部		支出の部	
1 会費	350,500円	1 会議費	40,000円
特別会費	285,000	2 事業費	341,740
一般会費	40,000	研究協議会費	59,200
負担金	25,000	思想普及費	142,540
2 県委託費	400,000	機関誌発行費	94,000

3 事業収入	19,000	負担金補助金	46,000
4 寄附金	65,000	3 事務費	105,760
5 繰入金	20,000	職員手当	38,400
6 雑収入	3,052	旅費	38,600
7 繰越金	39,239	通信運搬費	15,000
		印刷製本費	5,000
		備品費	3,000
		燃料費	2,000
		消耗品費	1,700
		雑費	2,000
		4 定期移動相談費	400,000
		5 予備費	9,391
計	896,891	計	896,891

◎今後の活動方針

- 1 精神衛生法の改正によって精神衛生業務は大巾に保健所に移管されたが、諸般の事情から精神衛生相談は従来どおり委託事業として協会が協力して実施する。
- 2 研究協議会、講習会、機関誌発行は従来どおりとし、内容の充実につとめる。
- 3 広く一般の人々に精神衛生思想の普及を計るために入会の機を与えるように努める。

茨城県精神衛生協議会

本協会の昭和40年度の活動状況および昭和41年度の活動方針は次のとおりである。

◎昭和40年度活動状況について

総合巡回相談—講演会、パネルディスカッション、座談会、相談、映画会、展示会などを組合わせて行ない、地域への精神衛生思想の普及を図ることを目的にしている。

今年度は、この総合巡回相談に表彰を加え、〈地域精神衛生大会〉とし、第1回大会を40年12月に実施した。41年以降は、1月、2月、3月に3地区で実施する予定。大会プログラムは第1日は映画会、講演会(パネル形式)、第2日は精神衛生相談とし、講演は「脳と心の発達」太田広三郎(県精神衛生相談所長)、「最近の少年非行」栗原伏照(県中央児童相談所・児童福祉司)、「家庭の精神衛生」今宮千勝(精神衛生協議会長)、「最近の精神病の治療」鈴木喬(県立友部病院副院長)といった内容で行なう。

精神衛生展示会—昭和33年度より、毎年秋の精神衛生週間を中心に、約一週間、主に水戸市内のデパートにおいて開催してきたが、展示会(パネル)形式でのPRの方法に限界があるので、今年度はとりやめとした。

講演会・座談会—4月17日を第1回とし12月22日ま

で県精神衛生協会長今宮千勝および協会常務理事太田広三郎(県精神衛生相談所長)の両氏が主として講師となり延36回実施した。▲4月17日、婦人の精神衛生、於爪連町役場▲5. 1、精神衛生、土浦市公民館▲5. 6、児童の脳と心の発達、恋瀬小学校▲5. 17、健康な精神、土浦市商工会議所▲5. 21 児童の精神衛生、大洗町子供の家▲5. 31、老人の精神衛生、日立市ロータリークラブ▲6. 1、老人の精神衛生、日立市公民館▲6. 5、幼児期の精神衛生、太田市保育所▲6. 22、児童の精神衛生、土浦市第一小学校▲6. 24、精神衛生、水戸市自治会館▲7. 8、精神衛生、水戸市自治会館▲7. 17、家庭教育の重要性、油繩子小学校▲8. 2、精神衛生と児童心理、水戸市公民館▲8. 3、異常児の心理、東茨城郡磯浜小学校▲8. 10、青年の自我意識土浦公民館▲8. 24、子供の心理と発達、竜ヶ崎市婦人学級▲9. 2、家庭教育の重要性と親の役割、美野里村納場小学校▲9. 6、幼児期の精神衛生と家庭教育、常北町公民館▲9. 15、老人の心と衛生勝田市外野公民館▲9. 17、子供の発達としつけ、古河市公民館▲9. 19、精神衛生、大洗町子供の家▲10. 2、幼児の心理としつけ、土浦市真鍋保育園▲10. 14、児童の健全育成、稲敷郡東村中学校▲10. 24、家庭の精神衛生、長野県岡谷市役所▲10. 26、職場の精神衛生、日立市役所▲10. 27、老人の精神衛生、北相馬郡藤代町老人大学▲11. 4、家庭の人間関係、猿島郡猿島町小学校PTA▲11. 13、精神衛生、水戸市市町村会館吏員▲11. 15、としよりの心と身体、日立市老人学級▲11. 22、ノイローゼについて、日立市公民館▲11. 25、家庭の精神衛生、長野県伊那市自治会館▲11. 27、児童生徒のための精神衛生、水戸市国保会館保健主事▲12. 1、親子の人間関係、稲敷郡江戸崎町渡里小学校PTA▲12. 5、家庭の精神衛生、太田市峰山中学校婦人會▲12. 12、青少年の健全育成、新治郡新治村中学校▲12. 22、家族の人間関係、新治郡出島村小学校PTA

機関誌刊行—▲40. 5. 30、「いばらき精神衛生」第9号(特集・青少年問題によせて)28頁、1000部▲41. 1. 15、第10号(特集・3才児検診によせて)32頁、1000部▲3. 31、第11号(特集・教育と精神衛生)刊行予定

リーフレット刊行—▲40. 6. 25、「茨城県精神衛生協議会の現況」5000部

啓蒙小冊子刊行—市町村並にに關係加盟団体機関に対し、平易に、生活に直結した精神衛生知識をまとめ、3月に刊行配付の予定

公衆教育活動 (1)放送—茨城放送を通じ、毎月1～2回県精神衛生相談所長太田広三郎および精神衛生協議会長今宮千勝の両氏により29回にわたり実施

▲4. 3, 精神衛生相談所について▲5. 7, 児童の精神衛生▲8. 16, 健康な生活態度▲9. 13, 精神衛生について▲9. 14, 精神分裂病について▲9. 15, 躁うつ病について▲9. 16, てんかんについて▲9. 17, 神経症について▲9. 18, 精神科治療について▲10. 18, 学校恐怖症について▲10. 19, 夜尿症について▲10. 20, 社会の精神衛生▲10. 21 自殺と精神衛生▲10. 22, 交通事故と精神衛生▲11. 16, 親子の精神衛生▲11. 17, 夫婦の精神衛生▲11. 18, よめしゅうとの精神衛生▲11. 19, しつけについて▲11. 20, 通院医療費公費負担について▲12. 25, 健康な心(その1)▲12. 26, 健康な心(その2)▲12. 26, 健康な心(その3)▲12. 27, 不眠症(その1)▲12. 28, 不眠症(その2)▲12. 29, 新年と精神衛生

公衆教育活動 (2)新聞—いばらき新聞紙上にて、精神衛生啓蒙記事を2月より15回にわたり掲載する予定。

陳情・打合せ—▲8. 23, 今宮会長, 太田常務理事精神衛生センター設置の件につき知事及び関係部課に陳情並びに具申書提出▲10. 9, 今宮会長, 太田常務理事, 精神衛生センター設置につき関係部課と打合せ▲10. 18, 精神衛生センター設置の件につき衛生部, 民生部の部課長以下及び協会長, 相談所長と合同会議。

会議開催—▲40. 5. 29, 理事会, 評議員会, 総会開催於県庁, 議題: 39年度事業報告について, 39年度歳入歳出決算報告について, 40年度事業計画案について, 40年度予算案について▲7. 24, 定例理事会, 於水戸市水府荘, 議題: 精神衛生大会について, 精神衛生展示会について, 精神衛生センターについて(知事宛意見書具申について)

研究協議会—▲41. 2, “学校に於ける精神衛生の諸問題並びに今後の施策”について, 教育庁, 児童福祉, 警察, 司法, 医療関係者による研究会を開催する予定。

◎ 昭和41年度活動方針について

総合巡回相談—保健所或は市町村に於て年3～4回, 従来通り, 市の広い精神衛生問題について各専門関係者の参加により実施

精神衛生展示会—“教育と精神衛生”(仮題)のパネルを作成し, 精神衛生週間または各行事の際に一般展示する。

精神衛生大会—精神衛生思想の普及啓蒙をはかる

ため, 茨城県精神衛生大会を開催し, 精神衛生功労者の表彰式および公開講演会を水戸市において行なう。

精神衛生フィルムの購入

講演・座談—各地区の要請によって, 広義の精神衛生問題について随時講演を行なう。年約60回実施予定。

機関誌発行—“いばらき精神衛生”年6回刊行。精神衛生資料, 協議会の事業報告, 各分野の専門家による研究報告, 論文を掲載し, 県民一般及び第一線従事者等に対する精神衛生に関する知識, 普及, 啓蒙を図る。

研究協議会—精神衛生関係機関の横の連絡調整もかね, 現時の精神衛生問題に対し, 総合的な研究討議を行なう。年1回, 保健 議題未定。

精神衛生セミナー—県と協力, 保健所, 福祉事務所, 精神病院, 社会福祉施設, 機関, 警察, その他第一線従事者に対し, 精神衛生の研修を行う。年1回, 1回2日の予定。

社会調査—大学, 研究機関に委託して県下の精神衛生上の諸問題について調査する。

大阪精神衛生協議会

◎ 研究例会(公開座談会, 講演会)

S40. 5. 29 職場における精神衛生管理

大阪大学講師 辻 悟 外5名

S40. 7. 24 職場における精神衛生管理

—労務, 人事の立場から—

伊藤(万)KK診療所長 阿部源三郎 外4名

S40. 9. 25 職場における精神衛生管理

—精神障害者の職場復帰について—

大阪市立大学講師 本出祐之 外5名

S40. 11. 11 前回までのまとめ講演

職場における精神衛生管理

大阪大学教授 金子仁郎

◎ 第9回精神衛生大阪大会

S40. 11. 11 大阪府中小企業文化会館

テーマ 社会開発と住民の精神衛生

司 会 大阪市立大学教授 岡村重夫

語る人 作家 築 雅子

東洋ゴム工業(KK)会長 富久力松

関西医科大学助教授 木村 定

大阪府衛生部長 安田一男

◎ 精神衛生大学(地域育成)

第1回 S40. 6. 3 八尾市民館

テーマ 家庭教育における父の座, 母の座

講 師 大阪府立女子大学教授 山吉 長

第2回 S40. 6. 30 八尾市民館

テーマ 世代のズレと家庭の諸問題

講 師 大阪学芸大学教授 高木俊一郎

第3回 S40. 7. 10 八尾市民館

テーマ 心と身体

講 師 大阪大学教授 田中正吾

第4回 S40. 9. 20 八尾市民館

テーマ 日本の家庭とアメリカの家庭

講 師 アリス・ブループ

第5回 S40. 10. 5 八尾市民館

テーマ 家庭の幸福とは

講 師 大阪市立大学教授 山根常男

第6回 S40. 11. 26 八尾市民館

テーマ 宇宙とこころ

講 師 毎日新聞 古田昭作

◎ 会 議

総 会 5月 1回開催

役員会(理事会) 2回開催

常務理事 8回開催

幹事会 8回開催

◎ 会誌発行

10巻第5, 6合併号 S40. 4. 30発行

11巻第1号 S40. 9. 20発行

◎ 今後の活動方針について

第9回精神衛生講習会 2月～3月 10回

研究例会 7. 9. 11月 3回開催

会誌発行 3巻発行 1月下旬～3月迄

徳島県精神衛生協会

◎ 昭和40年度の活動状況

○ 理事会開催

昭和40年8月5日 徳島市猪の山寮

○ 総会開催

昭和40年8月7日 徳島市猪の山寮

議事

1. 会則の一部改正

徳島県精神病院協議会の指定病院部会を本協会に合体吸収するよう会則の改正を承認

2. 昭和40年度事業計画予算審議

3. 役員の変更

任期 昭和42年4月30日

役員

会 長 川 端 正 雄(南海病院長)

副会長 野 上 勇(第一病院長)

” 平 田 正 和(徳島市立園瀬病院長)

理 事 石 川 俊 輔(徳島大学精神科助教授)

” 宮 本 哲 雄(阿波井島保養院長)

理 事 阿 部 照 雄(徳島少年鑑別所長)

” 藤 井 正 人(藤井精神病院長)

” 宮 佐 恭 平(四国共立病院長)

” 佐 々 木 敏 弼(城西病院長)

” 田 村 茂 夫(県厚生労働部医務課長)

監 事 宮 内 公 平(緑ヶ丘病院長)

” 高 岡 久(田岡東病院長)

顧 問 今 泉 恭 二 郎(徳島大学精神科教授)

” 志 賀 信 雄(県厚生労働副部長)

○ 協会会則趣意書の配布

昭和40年9月16日 県下各機関, 市町村等

会誌くめんたるへるす) 第15号発行

昭和40年10月1日 精神病院協議会と協同

1,000部

○ 精神病院患者ソフトボール大会開催

昭和40年11月9日 精神病院協議会共催

西の丸運動場

精神病院8チーム参加

○ 徳島県精神衛生講演会開催

昭和41年1月21日 徳島県精神衛生センター

講師 鈴木一男(厚生省公衆衛生局精神衛生課長)

” 川端正雄(徳島県精神衛生協会長)

” 宮本哲雄(阿波井島保養院長)

○ 精神衛生巡回相談

昭和41年2月以降 県下3カ所予定

○ 精神衛生協会報道関係者懇談会

昭和41年1月下旬

精神障害者保護施設見学 座談会

○ 協会機関誌発行

昭和41年2月(原稿募集中)

◎ 今後の活動方針

本協会は昭和29年6月に創設し, 県及び精神病院協議会と相協力して, 本県における精神衛生思想の普及推進を図り, 精神的健康の保持向上に努めてきました。その結果, 精神障害者の保護治療施設の普及率(人口万単位)は全国第一位の現状にあり又, 県及び各関係者のご努力により, 全国に先がけて精神衛生センターが昭和40年6月25日竣工いたしました。諸種の事情でこの施設の開所式が遅れたため, 協会本来の事業が実施できておりませんが今後においては, この精神衛生センターを活用し, 次の事業を重点として活動したいと考えている。

1. 精神衛生思想の普及

(1) 会員増加運動

(2) 精神衛生後援会, 座談会, 展示会開催

(3) 県精神衛生大会開催

(4) 機関誌の発行

2. 精神衛生関係者の指導体制確立

(1) 各種関係職員 研修会 助成

3. 精神障害者のリハビリテーションの促進

(1) 県下企業団体の協力組織確立

(2) 精神障害者による各種大会(運動、芸能、作品)開催助成

福岡県精神衛生協会

当協会は昭和34年に結成され、精神衛生関係者が互いに協力して有機的連けいを保ち、明るい社会と幸福な家庭を築くために一般大衆の精神衛生思想を普及向上させることを目的として

1. 精神衛生に関する一般啓蒙活動
2. 精神障害者対策を促進するための活動
3. 精神衛生関係者の知識、技術を向上させるための諸施策
4. 関係諸機関の連絡調整
5. その他の必要な事業

などの事業を行なうことになった。従来の活動の大略は次の通りである。

- (1) 会誌「ふくおか精神衛生」を刊行しており現在までに7号が刊行されている。
- (2) 随時パンフレット類を作成して啓蒙、教育に用いている。例えば「職場の精神衛生管理と問題点」、「家庭の精神衛生」、「精神衛生のしおり」、「精神衛生相談事例集」など。
- (3) 協会主催による研究会、講演会、座談会、ラジオ放送などを行なった。
- (5) 昭和39年、第11回精神衛生全国大会を担当、開催した。同記録も編集作成して、関係各方面に配布した。
- (6) 県立精神衛生センターを建設するために全面的な援助活動を行なった。

◎ 今年度の事業計画

- (1) 福岡県が建設計画中の精神衛生センターの建設並びに運営に協力援助するために、次の事業を行なう。
 - イ. センター建設(増築を含む)について全面的援助
 - ロ. センター運営の研究協議会の開催に対して側面的援助
 - ハ. 地域社会に関する座談会等の側面的援助

福岡県は神奈川県、徳島県と共に全国に先がけて精神衛生センターが建設されることになり建坪150坪、職員17名の内容が確定して、従来の相談所から飛躍的に拡充されることになったが将来の発展のために増築、増員、設備の充実な

どについてバックアップすると共に、センターの事業をより効果的にするための援助を行なう。

(2) 精神衛生促進研究協議会(仮称)の開催

一般県民に対して、精神衛生思想の普及、徹底を期するために協議会を設けて大衆啓蒙を図る。

(3) 会誌「ふくおか精神衛生」の発行

従来から発行してきたが、精神衛生を一般大衆の中にとけこませる目的で内容を平易にし、生活に密着したものとする方向に脱皮したい。なお、協会会員が精神科医やその他の専門的な人たちがかりなので、会誌をより一般的なものとして会員が増加するような方針に立って編集を進めたい。

(4) 精神病院の競技大会

県内の精神病院対抗野球大会及びバレーボール大会を開催して、精神障害者に対する近代病院医学についての県民の認識を高め、同時に県内精神病院相互の親睦を図る。なお、この催しは昭和36年の第1回九州精神衛生大会の時から続けられている。

(5) 精神衛生大会への参加、協力

- イ. 全国精神衛生大会
- ロ. 九州精神衛生大会

の両大会に会長始め役員が参加し、知識の向上を図る。

(6) 精神衛生行政の促進援助

イ. 精神衛生思想の普及徹底を期するために、(2)によって定められた事項の行政的事業向上を援助する。

ロ. 精神衛生行政を推進するに必要な予算獲得等に対して側面的に援助する。

等である。

精神衛生センターについての行事がかなり大きなウエイトを占めているが、このことはとりもなおさず、センターに対する協会の、また県民の期待を反映しているためであろう。

もう一つの特色は、とすれば専門家たちの間だけのかけ声に似た精神衛生運動を、何とかして地域社会へ、一般大衆へ浸透させようと努力しつつあるのが現状である。未だみるべき成果はあがないが、各県の協会の方々のご指導とご協力を願ってやまない。

行政だより

◎ 中央精神衛生審議会の開催

旧ろう12月17日虎の門共済会館において、中央精神衛生審議会が開催された。当日の主要な議題は(A)「精神衛生法の改正後の実施状況について」及び(B)「今後の審議会の運営について」である。

1. 議題の(A)については厚生省鈴木精神衛生課長より政令通ちょうについての説明及び地方精神衛生審議会の設置状況、都道府県精神衛生診査協議会の設置状況、通院医療の都道府県別実施状況等についての報告が行なわれ、これをめぐって質疑応答が行なわれた。

ア. 地方審議会設置状況(11月末現在)

設置済 43県

未設置県 3県 山梨、滋賀、山口、

イ. 診査協議会全県設置完了

ウ. 通院実施件数 12月分 15,000件

2. 審議会の今後の進め方については委員構成を検討することにつき議論された。

◎ 第二次補正予算と措置入院費

措置入院費補助金の前年度不足額についてはかねて厚生省、大蔵当局と協議中であつたが、第三次補正予算に5億6千万円が計上され、第51国会において審議中であつたがさる12月27日補正予算が可決されたので厚生省は各県に対しその配賦予定額を連絡した。

昭和39年度当初予算 15,684,545

補正予算 561,502

計 16,246,047千円

なお、昭和40年度における一部措置費の不足については財源措置ができないため、昭和41年度において精算補助することとして処理することと決まった。

◎ 精神衛生センターの動向

1月21日徳島県立精神衛生センターの落成式が行なわれ、中央からは鈴木精神衛生課長が出席した。その他のセンターの動向は次のとおり。

ア. 東京都 2カ年計画でA級センターを整備する予定で目下、40年度計画分の工事進行中。

イ. 福岡県 A級第2年度分が40年度において増設される予定。

ウ. 静岡県、香川県 それぞれB級センター工事進行中。

なお、昭和41年度の整備計画については現在、北海道ほか12県が新設予定の申入れを行なっている。

◎ 琉球政府厚生局長来日

1月17日、琉球政府山川厚生局長が厚生省公衆衛生局を訪れ、沖縄における精神衛生事業、特に措置費、実態調査等についての協力援助を希望した。政府の「沖縄援助」のうち精神衛生関係の41年度分の概略は次のとおりである。

ア. 措置費 1億100万円(500人分)

イ. 病床整備費 2000万円(50床分)

ウ. 実態調査費 200万円(41年実施)

エ. 医薬品費 800万円(約1000人分)

◎ 昭和41年度の精神衛生関係予算(予定経費)

年明けの新年度予算編成における精神衛生関係の予算の確保については関係者の努力にもかかわらず格別の躍進が見られなかった。医療費の増額等により予算総額が漸く200億円に近づいた。新規要求として注目されていたリハビリテーション施設、小児精神病院運営費の補助はいずれも見送られたのであるが、近い将来必ず実を結ばねばならないものであろう。予算の概要は次に掲げるとおりである。

昭和41年度精神衛生関係予算の概要

()内は前年度予算額

1. 精神障害者措置入院費 20,004,472千円
(15,694,323)
 - 人員 63,000人 → 66,000人
 - 単価 317,909円 → 382,294円
 - 徴収率 2.11% → 0.942%
 - %補助
2. 精神障害者通院医療費 673,556千円
(215,307)
 - 人員 48,368人 → 64,491人
 - $\frac{1}{2}$ 公費負担 $\frac{1}{2}$ 補助
3. 精神衛生センター費 45,401千円
(56,905)
 - (1) 施設整備費($\frac{1}{2}$) 38,599千円
○6カ所 → 6カ所(A級1, B級5)
 - (2) 運営費($\frac{1}{2}$) 6,802千円
○A級センター人件費1カ所7人, B級2人
○A級2カ所, B級8カ所
4. 精神病院整備費 330,441千円
(349,258)
 - 2500床 → 2300床
 - 坪単価63,600円 → 66,462円
 - 公立 $\frac{1}{2}$ 公的医療機関 $\frac{1}{2}$ 補助
5. 保健所精神衛生対策費 67,929千円
(30,640)
 - 精神衛生相談員等218人 → 279人 50,407千円
(21,181)

○訪問指導費等	17,522千円
	(9,459)
○%補助	
6. 法施行事務費	41,160千円
	(33,869)
7. 国立精神衛生研究所	76,714千円
	(69,993)
○施設整備 150坪増	
合 計 (1~7)	21,239,673千円
	(前年度16,450,295千円)

学会だより

- 第3回リハビリテーション医学学会
場所 九州大学 会長 天児教授
昭和41年4月5, 6日
- 第63回日本精神神経学会
場所 教育会館(東京)
会長 秋元教授
昭和41年4月7~9日
26テーマによるシンポジウムを中心に行なわれるが、三つの主要課題と23のトピックスが検討される。そのうち、精神衛生に関連あるものは次の如くである。
精神薄弱、精神療法の治癒機転、分裂病の診断基準、地域精神医学、うつ病の臨床、薬物依存、小児自閉症とその関連領域、思春期の精神障害、てんかん、初老期精神障害、精神医学における行動科学、犯罪非行、司法精神医学、精神障害者治療体系における病院の位置づけ、精神科ソーシャル・ワーカーの役割、学校、職場における精神衛生
- 日本臨床心理学会 10月7, 8, 9日
東京都板橋区 家政大学
「心理技術者の資格認定をめぐる」
- 日本心理学会 10月11, 12, 13日
名古屋市 名古屋大学
- 日本教育心理学会 9月28, 29, 30日
大阪市 大阪学芸大学
- 産業カウンセリング全国大会 11月中旬
広島市
- 日本社会福祉学会 11月初旬
東京都 立正大学
- 全国社会福祉事業大会 9月下旬
東京都
- 日本社会学会 10月中旬

- 東京都 明治学院大学
- 日本教育社会学会 10月初旬
 - 日本ソーシャル・ワーカー協会全国セミナー
秋 関東地方
 - 精神医学ソーシャル・ワーカー全国大会
4月29日30, 5月1日
西宮市関西学院大学 パネル「精神医学ソーシャル・ワーカーの教育における問題点」
 - 全国医療社会事業大会 5月25, 26, 27日
東京都
 - 日本先天異常学会 7月8, 9日
津市 丸の内本丸三重県文化会館
シンポジウム「先天的異常の成因に関する長期調査」
 - 日本小児医学会 4月25日
東京都 東京文化会館

◆◆◆ 編集後記 ◆◆◆

- 機関誌創刊号としては一寸もの足りない感じがするのはあえて編集子のみでないであろう。全国精神衛生連絡協議会の財政状況からみて、これが限度であればいたし方ないが、できればもう少しページ数を増やしたいと考えている。
- 編集事務は、厚生省精神衛生課と国立精神衛生研究所の共同作業であたることとなったが、しかしいずれも経験のないものばかりであり、編集方針や体裁などその他もろもろのご意見を頂ければまことに有難い次第である。
- 次号の刊行は、4月下旬を予定しているが、投稿希望の向きは厚生省精神衛生課佐伯技官にご連絡たまわりたい。

◆◆◆ 紹 介 ◆◆◆

- 精神衛生相談と訪問指導の手引
申込先 千葉県市川市国府台1の2
国立精神衛生研究所内
精神衛生問題研究会
価 格 500 円
- 通院医療費公費負担制度の手引
申込先 東京都新宿区花園町78
社団法人 日本精神病院協会
価 格 300 円

昭和41年2月15日 発行

発行人 村松常雄
編集人 鈴木一男
発行所 東京都千代田区霞ヶ関2の1
厚生省公衆衛生局精神衛生課内
全国精神衛生連絡協議会
印刷所 市川市真間町1-716
株式会社 弘文社